

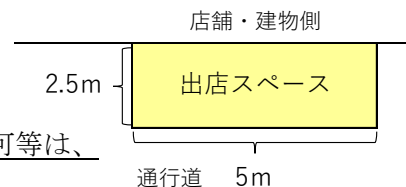
令和6年度 「地産地消ごめんの軽トラ市」実施要綱

1. 目的 後免町商店街の賑わいの創出と南国市地産地消の推進を目的とし、「地産地消ごめんの軽トラ市」を開催する
2. 内容 原則、各出店者が会場まで販売商品を軽トラで運搬し、会場内に駐車、軽トラの荷台にのせたまま販売する。(バン等での販売も可能であるが、軽に限る)
 - ・商店街内の商店による特売等
 - ・特産品製造業者による販売、PR、地元農家等による野菜や果物、海産物、手工芸品等の販売
 - ・各種イベントの開催

※飲食関連の販売については、「臨時食品調理販売届」/出店申込書/営業・屋台営業許可書(写)/誓約書を提出する。(後日提出)
3. 主催 地産地消ごめんの軽トラ市実行委員会(以下 実行委員会)
事務局：南国市商工会 TEL 088-864-3073
4. 開催日時 第1回(通算第40回) 令和6年6月2日(日)
第2回(通算第41回) 令和6年10月27日(日)
第3回(通算第42回) 令和7年1月26日(日)
いずれも、午前9時～午後1時
出店準備：午前8時～ 撤収：～午後2時
5. 開催場所 後免町商店街
「旧下田屋前 ～ 富士屋前」
6. 雨天対応 原則、雨天決行とする(ただし大雨等、悪天候を除く)
7. 駐車場 来場者駐車場は、南国市役所とする
8. 募集台数 13台を限度とし、応募多数の場合は、実行委員会にて出店者を決定する
9. 配置 出店者(車輛)の配置調整に関しては、実行委員会または抽選会にて決定する
串焼き等煙が出るものに関しては、抽選会ではなく、実行委員会で配置を決定しますので、ご了承をお願いします。

10. 留意事項

- ◎出店される方は主催者の指示に従って下さい。
- ◎出店は右図のように決められたスペースに納めてください。
- ◎食品衛生法に基づく許可等、出店者個々の営業に必要な許認可等は、出店者の方で対応願います。
- ◎電気、水道は供給できかねます。必要な場合は持ち込みとなります。
- ◎販売品目を変更する場合は、あらかじめ事務局にお届けください。
※食品を出店される場合、申し出時期等により変更できない場合があります。
- ◎飲食(屋台等)関連の出店者におかれましては、あらかじめゴミ袋(箱)等を備える等、



自店商品の使い捨て食器等の回収にご配慮願います。

◎営業終了時には、周辺の清掃をお願いいたします。実行委員会において、清掃ができていないと判断した場合は以後出店を禁止いたしますのでご注意ください。

◎販売に関するトラブル・事故等について一切責任を負いかねます。

◎申込書に記載のないものの販売を行った場合、一切責任を負いかねます。